

統合脅威管理サービス “WatchGuard 仮想 UTM” ご利用規約

「統合脅威管理サービス “WatchGuard 仮想 UTM” ご利用規約」（以下「本規約」といいます）は、株式会社コムネットシステムが提供する WatchGuard Technologies 社製の仮想ファイアウォールルータ製品を用いて、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社（以下「弊社」といいます）が提供する仮想ファイアウォールルータサービスに関して適用される条件を定めるものです。このサービスには、「マネージドクラウドサービス利用基本規約」があわせて適用され、当該基本規約に係る利用契約が終了した場合、本規約に係る契約も終了するものとします。このサービスを利用される場合は、本規約を必ずお読みのうえご同意ください。

第1条（定義）

「統合脅威管理サービス “WatchGuard 仮想 UTM”」とは、株式会社コムネットシステムが提供する WatchGuard Technologies 社製の仮想ファイアウォールルータ製品を用いて、弊社が提供する仮想ファイアウォールルータサービスをいいます。

第2条（料金等）

統合脅威管理サービス “WatchGuard 仮想 UTM” の利用に必要な料金は、サービス仕様書等に別途定めるものとします。

第3条（利用条件）

契約者は、統合脅威管理サービス “WatchGuard 仮想 UTM” の利用に際して、ポータルサービスを利用しなければならないことをあらかじめ承諾するものとします。

第4条（利用契約の解約・終了）

1. 契約者は、統合脅威管理サービス “WatchGuard 仮想 UTM” に係る利用契約の全部又は一部を解約する場合、解約を希望する日の2ヶ月前までに、弊社が別途定める手続きに従って通知するものとします。
2. 前項の定めにとらえず、原因の如何を問わず、弊社が別途提供するポータルサービス（各種クラウド環境を提供する個別サービスについて、統合運用管理を目的としたポータルサイトに関するサービス）に係る利用契約又は弊社が別途指定する第三者が提供する、ポータルサービスに類似するサービスに係る利用契約が終了した場合、統合脅威管理サービス “WatchGuard 仮想 UTM” に係る利用契約は、当該終了をもって終了するものとします。

第5条（その他）

「マネージドクラウドサービス利用基本規約」第9条（料金及び支払い）第2項の定めにかかわらず、統合脅威管理サービス “WatchGuard 仮想 UTM” の料金については、利用契約の開始日の属する月の翌月の初日から起算して、統合脅威管理サービス “WatchGuard 仮想 UTM” に係る利用契約の解約又は解除があった日の属する月の末日までの期間について支払うものとします。

附則

この規約は、2016年12月20日から実施します。

2017年6月22日 一部改訂